

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建設業法施行令の一部改正

建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものとする。

第二 附則

この政令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。